

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

株式会社 神奈川銀行

金融円滑化法期限到来後の貸付け条件変更等の実施状況について

神奈川銀行（頭取：三村智之）は、「地域の皆さまから信頼され、支持され、地域とともに発展する銀行」の経営理念のもと、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」）が施行される以前より、中小企業のお客さまの経営課題や個人のお客さまからのご返済にかかわるお申込み・ご相談に対し、真摯に対応してまいりました。

平成 25 年 3 月末に金融円滑化法の期限が到来しましたが、当行の金融円滑化に向けた基本方針は何ら変わるものではなく、引き続き真摯かつ迅速に取り組んでまいります。併せて、当行の貸付けの条件の変更等の実施状況についても引き続き公表してまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>
神奈川銀行総合企画部
TEL045-261-2641